

(仮称) 図書館中部館整備工事基本設計委託業務  
委託候補者選定公募型プロポーザル実施要項

1 プロポーザル実施の趣旨

(仮称) 図書館中部館整備工事基本設計委託業務は旧ひこね燦ぱれすを(仮称) 図書館中部館として位置付け、再整備するために必要な事項等を定める基本設計を委託するもので、本業務を委託するにあたり、本市および関係者との意見調整を適切に行いながら、魅力ある(仮称) 図書館中部館を具現化できる能力を持つ事業者を選定するため実施します。

2 概要

(1) 委託業務の名称

(仮称) 図書館中部館整備工事基本設計委託業務 (以下「本業務」)

(2) 委託業務の内容

別添(仮称) 図書館中部館整備工事基本設計委託業務特記仕様書(以下「仕様書」)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年6月28日(金)まで

(4) 対象施設

名称: 旧ひこね燦ぱれす

主要用途: 公会堂、集会場

所在地: 彦根市小泉町648番3

敷地面積: 約6,343㎡

延床面積: 約2,267㎡

(5) 契約額

20,592,000円(消費税および地方消費税を含む。)を上限とします。

ただし、令和5年度中の支払いはありません。

予算額: 令和5年度 0円

令和6年度 20,592,000円

3 参加資格等

本業務への提案を希望する事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

(1) 単体企業(個人設計事務所を含む。)

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般

競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。

イ 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)第2条(入札参加停止措置)の規定による入札参加停止措置期間中でないこと。

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条(登録)の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

エ 用途が国内外の図書館または美術館もしくは博物館、またはこれに類する建築物で、延床面積が2,000㎡以上の新築、増築または改築の建築設計業務(基本設計または実施設計)において、事業者として業務実績を有すること。

ただし、業務実績としては、本プロポーザルの実施公告の日現在において、業務が完了しており、単体企業もしくは設計共同体企業の代表構成員で受託した業務であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立ておよび会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別決算開始の申立てがなされていない事業者であること。

カ 国税および地方税(都道府県税、市町村税など)について、滞納していないこと。

キ 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条(定義)に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者

(イ) 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者

(ウ) 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者

(エ) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条(定義等)に規定する政治団体およびこれに類する団体)または宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条(宗教

団体の定義)に規定する宗教団体およびこれに類する団体)の構成員

ク 管理技術者として、建築士法第2条(定義)に規定する一級建築士の資格を有する者を配置できること。

ケ 上記ア～クの要件を満たす参加者は、本業務に関する専門分野(管理技術者、主担当技術者および意匠担当技術者を除く。)について、協力者(協力事務所)を加えることができる。

ただし、協力者(協力事務所)となった者およびその者の所属する事務所は、ア～ウ、オ～キの要件を満たす必要があります。

また、協力者(協力事務所)となった者およびその者の所属する事務所は、ア～クの要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有しない。

## (2) 設計共同体企業

ア 設計共同体企業に関する要件

(ア) 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業または他の設計共同体企業の構成員ではないこと。

(イ) 各構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。

イ 各構成員に関する要件

3 (1) ア～ウ、オ～キに掲げる要件を満たしていること。

ウ 代表構成員に関する要件

(ア) 3 (1) エに掲げる要件を満たしている者。

(イ) その他の構成員の分担業務額を上回ること。

(ウ) 3 (1) クに掲げる管理技術者を配置できること。

## 4 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施公告	令和5年5月29日(月)
現地説明会参加申込期限	令和5年6月2日(金)17時必着
現地説明会	令和5年6月5日(月)
質問書提出期限	令和5年6月9日(金)17時必着
質問書回答期日	令和5年6月16日(金)
第一次審査書類提出期限	令和5年6月23日(金)17時必着
第一次審査結果通知	令和5年6月30日(金)予定
第二次審査書類提出期限	令和5年7月14日(金)17時必着
第二次審査(プレゼンテーション)	令和5年8月1日(火)

※彦根市立図書館の休館日は、月曜日・第4木曜日・祝日です。

## 5 現地説明会

### (1) 日時

令和5年6月5日（月）14時から（雨天決行）

### (2) 集合場所

彦根市小泉町648番地3 旧ひこね燦ぱれす 玄関

### (3) 参加申込み

ア 事業者の名称、参加者の氏名、参加人数（3名以内）、連絡先などを明記の上、電子メールにて彦根市立図書館のメールアドレスあて申し込んでください。

彦根市立図書館メールアドレス：[tosyokan@mx.hikone.ed.jp](mailto:tosyokan@mx.hikone.ed.jp)

イ メールの件名は「プロポーザル現地説明会（事業者の名称）」としてください。

### (4) 申込期限

令和5年6月2日（金）17時必着

## 6 質問書の提出

### (1) 提出期限

令和5年6月9日（金）17時必着

### (2) 提出方法

ア 質問書（様式第8号）に記載の上、電子メールに質問書を添付し、彦根市立図書館のメールアドレスあて送信してください。

彦根市立図書館メールアドレス：[tosyokan@mx.hikone.ed.jp](mailto:tosyokan@mx.hikone.ed.jp)

イ メールの件名は「プロポーザル質問書（事業者の名称）」としてください。

### (3) 質問に対する回答方法

令和5年6月16日（金）に本市のホームページに回答を掲載しますので確認してください。

また、個別には回答しませんのでご了承ください。

### (4) その他

ア 質問内容について、本市から確認の連絡をする場合があります。

イ プロポーザルの公平性を保てないと判断した質問への回答はしませんのでご了承ください。

ウ 回答に対する再質問は、受付けませんのでご了承ください。

エ 質問の内容は公開しますが質問者の名称は非公開とします。

## 7 第一次審査

### (1) 書類の提出期限

令和5年6月23日(金) 17時必着

### (2) 書類の提出先

〒522-0001 彦根市尾末町8番1号 彦根市立図書館

### (3) 書類の提出方法

郵送(書留に限る。)または持参

### (4) 提出書類

#### ア 参加申請書(様式第1号)

同一企業の本社および支店等を含め、重複申し込みは認めません。

#### イ 会社概要書(様式第2号)

(ア) 会社の基本的な事項を記載してください。

(イ) 業務の内容は、会社の主な業務内容を記載してください。

#### ウ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)および定款

プロポーザル実施公告日の前後3か月以内に発行されたものを提出してください。

#### エ 設計共同体企業による場合は、設計共同体企業協定書の写し

#### オ 直近の国税、地方税(都道府県税・市町村税など)に係る納税証明書

#### カ 業務実績書(様式第3号)

#### キ 業務実施体制表(様式第4号)

(ア) 本業務における実施体制について、明記してください。

(イ) 備考欄にバックアップ体制について、明記してください。

#### ク 配置予定技術者調書(様式第5号)

#### ケ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(様式第6号)

### (5) 書類の提出部数

13部(正本1部、副本12部(副本はコピー可))

### (6) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 提出期限後、提出書類の再提出、差替等は認めません。

ウ 提出書類については、参加資格の審査以外には使用しません。

エ 提出書類は返却しませんのでご了承ください。

## 8 第二次審査

### (1) 書類の提出期限

令和5年7月14日(金) 17時必着

### (2) 書類の提出先

(3) 書類の提出方法

郵送（書留に限る。）または持参

(4) 提出書類

ア 技術提案書（様式第7号）

(ア) 本業務の目的に沿った実施方針、取組体制、工程および（仮称）

図書館中部館の再整備における業務の進め方で特に重視することを記載してください。

(イ) 別紙（仮称）図書館中部館整備基本方針1から5（以下「整備基本方針」という。）を実現するため、以下のテーマについて記載してください。

①整備基本方針を実現するための方策

・整備基本方針に沿って提案してください。

②ゾーニングおよび動線計画

・整備基本方針を実現するため、ゾーンの機能性や空間の魅力を最大限に発揮でき、かつ各ゾーンの連携が図りやすい配置を提案してください。

・増築する場合は、「旧ひこね燦ぱれす図書館化調査検討報告書（令和4年7月）」に記載する「改修検討パターンC」の増築規模を限度とします。

・隣接するスポーツ・文化交流センターとの連携を踏まえ、利便性に配慮してください。

③空間づくりに関する技術提案

・整備基本方針を具現化する空間づくりについて提案してください。

④設計および工法に関する技術提案

・法的要件、用途特性、工期について提案してください。

・建設コストの動向が不安定な状況下で、工期内および工事費の上限内で工事を完了するための設計、工法、コスト管理体制およびコスト縮減等の方策について具体的に提案してください。

(ウ) 概念図、概略プラン、内観・外観パース、図表、写真などを用いて提案してください。

(エ) 旧ひこね燦ぱれす図書館化調査検討報告書（令和4年7月）、彦根市図書館整備基本計画（令和5年3月改訂）、旧ひこね燦ぱれす施設適正管理計画（令和5年3月策定）および別紙（仮称）図書館中部館整備工事基本設計委託業務特記仕様書を踏まえた上で技術

提案書を作成してください。

なお、旧ひこね燦ぱれす図書館化調査検討報告書（令和4年7月）、彦根市図書館整備基本計画（令和5年3月改訂）および旧ひこね燦ぱれす施設適正管理計画（令和5年3月策定）は、彦根市ホームページに掲載していますので確認してください。

（オ）技術提案書には提案者が特定または推測されるような企業名、個人名、ロゴマーク等を使用しないでください。

イ 基本設計に係る見積書（様式は任意とします。）

（5）書類の提出部数

13部（正本1部、副本12部（副本はコピー可））

（6）その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とします。
- イ 提出期限後、提出書類の再提出、差替等は認めません。
- ウ 提出書類については、選定以外には使用しません。
- エ 提出書類は、返却しませんので、ご了承ください。

## 9 審査

### （1）審査体制

ア 適切な委託候補者を選定するため（仮称）図書館中部館整備工事基本設計委託業務委託候補者選定公募型プロポーザル審査会を設置し、本業務の委託候補者選定に係る審査を行います。

イ 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てます。

なお、委員は直接・間接問わず本プロポーザルに参加してはならず、参加したことが判明したときは、委員が参加した提案は選定の対象から除外します。

- （ア）陶器 浩一（滋賀県立大学 教授）
- （イ）金子 尚志（滋賀県立大学 准教授）
- （ウ）平井 むつみ（滋賀文教短期大学 教授）
- （エ）村田 恵美（滋賀県立図書館 館長）
- （オ）市職員3名

### （2）審査方式

本プロポーザルは、第一次審査と第二次審査の2段階審査方式で行います。

- ア 第一次審査は提出された書類の審査を行い、第二次審査に参加できる事業者を選定します。
- イ 第二次審査は提出された書類をもとにプレゼンテーションおよび委員によるヒアリングを実施し、審査会が別に定める（仮称）図書館

中部館基本設計委託業務委託候補者審査基準により最優秀委託候補者を選定します。

なお、第一次審査の通過者が多数の場合は、第二次審査において提出された書類を審査会で審査し、5事業者程度を選定した上でプレゼンテーションおよび委員によるヒアリングを実施します。

(ア) 日時

令和5年8月1日(火) 予定※時間帯は別途通知します。

(イ) 場所

別途通知します。

(ウ) 時間構成

プレゼンテーション20分以内(準備時間を含む。)としてください。

(エ) 留意事項

- ①プレゼンテーションの参加者は、管理技術者を含む3名以内としてください。
- ②プロジェクターとスクリーンは本市で準備しますが、プロジェクターの互換性等については、事前に確認してください。  
また、その他プレゼンテーションに必要な機材は準備してください。
- ③プレゼンテーションの内容は、提出書類(技術提案書など)の内容の範囲内にしてください。
- ④プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類(技術提案書など)の内容の範囲内としてください。

## 10 審査結果の通知

### (1) 通知日程

ア 第一次審査

令和5年6月30日(金) 予定

イ 第二次審査

令和5年8月18日(金) 予定

### (2) 通知方法(第一次審査・第二次審査共通)

ア 電子メールで送付後、書面を送付します。

イ 審査結果に関する問い合わせや異議申し立ては一切受けませんので、その旨、承諾した上で参加してください。

## 11 契約および支払条件

- (1) 契約については、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)

に定めるところにより締結します。

(2) 委託候補者として選定された事業者と契約の締結に向けた交渉を行います。

(3) 委託候補者との交渉が不調になった場合は、次点事業者を委託候補者として繰り上げ、契約に向けた交渉を行います。

(4) 契約における留意事項

ア 委託候補者は、契約後、速やかに業務計画書を作成し、提出してください。

イ 契約は、本市と委託候補者の双方が契約書に記名押印したときに確定します。

ウ 委託候補者は、本市に提出した提案内容等を契約の過程で変更するなどの行為をしてはならない。

ただし、変更等が事業者選定後に生じたやむを得ない事情によるものであり、本市が妥当と認める場合は変更の可否を協議する場合があります。

エ 契約交渉過程で生じる費用（印紙代等）については、全て委託候補者の負担とします。

オ 事業者選定後、契約締結までの間に委託候補者が「13 失格事項」に該当した場合、契約はしません。

この場合、次点事業者を委託候補者として繰り上げます。

なお、虚偽の記載をした事業者に対して、本市として不利益処分を行う場合があります。

(5) 再委託の禁止

契約締結者は、本業務を再委託してはならない。

(6) 契約の中途解約

ア 契約期間中であっても「13 失格事項」に該当した場合や契約締結者の責により本業務が続行できない場合、契約を解除します。

この場合、委託経費の支払いはしません。

イ 自然災害等で契約締結者の責によらない理由や本市の事情により本業務の継続が困難になったとき、その契約を中途解約する場合があります。

その際の委託経費については、委託予定額を限度とし、業務の遂行状況等を勘案して両方で協議の上、決定します。

ただし、協議により決定できない場合等は、本業務を中止した日をもって日割り計算により委託経費を支払います。

(7) 支払条件

「彦根市契約規則」に基づき、支払います。

ただし、令和5年度中の支払いはありません。

## 1.2 著作権等の取扱い

(1) 提出書類に係る著作権および意匠（以下「著作権等」という。）は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属します。

ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(2) 契約締結者に係る提出図書に係る著作権等は、本市に帰属します。

## 1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合

(3) 基本設計に係る見積書の金額が契約額の上限を超過した場合

## 1.4 その他留意事項

(1) 本プロポーザルは、あくまで基本設計を委託する事業者を選定するものであり、実施設計を委託する事業者は別途選定しますので、ご注意ください。

(2) 本プロポーザルは本市職員や関係者との意見調整を適切に行いながら魅力ある（仮称）図書館中部館を具現化できる能力を持つ設計者を選定するためのものであり、具体的な設計書（平面図、立面図等）の作成や提出を求めるものではありません。

(3) 作業としては、技術提案書およびヒアリングで提示された取組方法や考え方をもとに作業を進め、別途開催する（仮称）図書館中部館建築設計検討委員会（4回程度開催）に出席し、同委員会等からの意見や要望などを基本設計に反映できるよう本市や関係機関等と協議しながら進めます。

(4) 本業務の履行期間中は、特段の事情がない限り、配置技術者の変更はできません。

(5) 本プロポーザルに関する公文書公開請求があった場合は、彦根市情報公開条例（平成14年彦根市条例第56号）に基づき、提出書類を公開します。

ただし、公開することにより事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められるものについては、非公開とする場合があります。

- (6) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中は、本業務に関する本市職員や関係者（審査員等）への接触行為は禁止します。
- (7) 参加は、1事業者につき1提案とします。
- (8) 提出書類の用紙サイズは、A4判縦置き横書きまたはA3判横置き横書きとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とします。

15 お問い合わせ先

彦根市立図書館 担当：鈴木、広瀬

〒522-0001 彦根市尾末町8番1号

電話 0749-22-5149

FAX 0749-26-0300

E-mail [tosyokan@mx.hikone.ed.jp](mailto:tosyokan@mx.hikone.ed.jp)